# 自治体職員の皆様を後押しする国の支援制度(補助金、派遣制度)(まとめ)

2025年11月21日 セミナー事務局 (一般社団法人ローカルグッド創成支援機構)

# 国の補助事業等(令和8年度概算要求) ※地域脱炭素に関する主なもの

※令和8年度概算要求の資料ですので、このとおりに事業が実施されるとは限りません。

#### 地域脱炭素推進交付金

#### (地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



環境省



【令和8年度要求額 70,118百万円(38,521百万円)】

#### 意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

#### 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)や地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定) 等を踏まえ、脱炭素先行地域等での取組により展開してきた地域脱炭素のうねりを更に大きくし、全国展開のための基盤を確固たるものとする ため、地域課題や地域特性に応じた創意工夫ある地域脱炭素の取組を高度化・展開していくこと(「地域脱炭素2.0」)等を目的とする。

#### 2. 事業内容

- (1)地域脱炭素移行·再工之推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】 <地域脱炭素1.0>
  - ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
  - ②重点対策加速化事業への支援
  - ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

#### <地域脱炭素2.0>

④高度化・展開促進事業【新規】

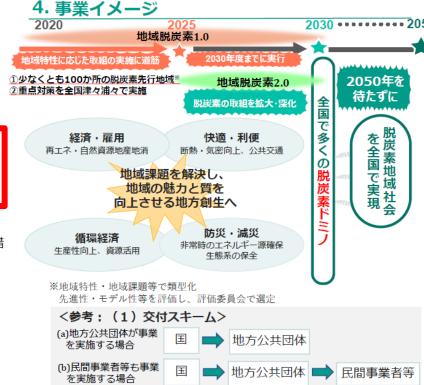
脱炭素ドミノの進展に向けて、新たな技術や先進的な技術を地域に導入する取組や、 地域の脱炭素化を担う中核的な主体と連携した取組を支援する。

#### (2) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

#### 3. 事業スキーム

- ■事業形態 (1)交付金(2)委託費
- ■交付対象・委託先(1)地方公共団体等(2)民間事業者・団体等
- ■実施期間 令和4年度~令和15年度



お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話:03-5521-8233

#### 地域脱炭素推進交付金 事業内容

#### (地域脱炭素移行・再丁ネ推准交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)

(地域机灰条移1)、丹工个推進文的並、特定地域机灰条移1)加速化文的並)					
①脱炭素先行地域づくり事業	交付要件:脱炭素先行地域に選定されていること(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)。 対象事業:地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。 交付率:原則2/3 事業期間:概ね5年程度				
②重点対策加速化事業	交付要件:再工ネ発電設備を一定以上導入すること(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市:1MW以上、その他の市町村:0.5MW以上)。 対象事業:屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。 交付率:2/3~1/3、定額 事業期間:概ね5年程度				
③民間裨益型自営線マイクログ リッド等事業(GX)	交付要件:脱炭素先行地域に選定されていること。 対象事業:官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室 効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。 交付率:原則 2 / 3 事業期間:概ね 5 年程度				
④高度化・展開促進事業 【新規】 (地域イノベーションモデル)	交付要件:ア.新たな技術や先進的な技術(高度なエリアマネジメントや、熱の脱炭素化など)を地域に導入する取組みであること。 イ.地域金融機関や地域エネルギー会社などの地域の脱炭素化の中核を担う主体と連携した取組みであること。 対象事業:ア.地域での面的な脱炭素化の更なる拡大に向け、高度なエリアマネジメントによる脱炭素化の取組や、新たな脱炭素技術・製品の初期需要の創出に対し支援する。 イ.地元中小企業等の脱炭素化の推進、地域エネルギー会社の育成、営農型太陽光発電による地域課題解決と併せた脱炭素化の取組など、地域内の様々な主体が連携した脱炭素化の取組みに対				

交付率:ア.原則2/3

イ.2/3~1/3、定額

し支援する。

事業期間:概ね5年程度



















ゼロカーボン・ドライブ マイクログリッド

#### 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業





【令和8年度要求額 2,000百万円(新規)】

#### 「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

#### 1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整 合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。 地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施する こと、地域共生・地域裨益型の再工ネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的 に実施する。

#### 2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた 脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域共牛型再工ネ事業 創出のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。 併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

#### (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

#### ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

- ②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討
- (2) 地域共生・地域裨益型の再工ネ導入支援
- ①風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援
- ②地域共牛型再工ネ事業創出のための理解醸成等に係る支援
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業
- ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ②地域における中核人材育成研修
- ③地域の実情に応じた官民連携強化

#### 3. 事業スキーム

(1)①(2)① 間接補助事業 (定率、上限設定あり)

■事業形態 (1)②③(2)②(3) 委託事業

(1)① 民間事業者・団体等(ただし地方公共団体との共同実施に限る) (2)① 地方公共団体 ■補助・委託

(1)②③、(2)②、(3) 民間事業者・団体等

■実施期間 令和8年度∼令和12年度

#### 4. 事業イメージ

(1) 具体的な脱炭素施 策の検討・実施支援



脱炭素施

策を知る

具体構想

(2) 地域共生・地域裨益型 の再工ネ導入支援〈グ

実行

(3) 地域脱炭素実現に向けた 中核人材の活用・育成・連携



地域脱炭素

の実現

(1) (2) 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話:03-5521-9109 (3) 環境省大臣官房地域政策課 電話:03-5521-8328 お問合せ先:

#### 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入 推進事業(地域レジリエンス事業)



【令和8年度要求額 5,000百万円(2,000百万円)】

環境省

#### 災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

#### 1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネル ギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温 暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率 先導入を実施することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

#### 2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、 災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシス テム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等)並びに 省CO2設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助する。

- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業 務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設(例:防災拠点・ 避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など)
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部 給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

(都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。)

#### 3. 事業スキーム

- ■事業形態 間接補助 都道府県・指定都市:1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS):1/2、 市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島:2/3
- 地方公共団体「PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同 ■補助対象 申請する場合に限り、 民間事業者・団体等も可
- ■実施期間 令和3年度∼

#### 4. 支援対象

- ○地域防災計画により災害時に避難施設等 として位置付けられた公共施設等
- ○業務継続計画により、災害等発生時に 業務を維持するべき公共施設等



- 再工ネ設備
- ・蓄電池 CGS
- ·省CO2設備
- ・熱利用設備 等

学校 LED 

災害時に避難施設として機能を 発揮する学校へ太陽光発電設 備・蓄電池・高効率照明機器を 導入。

重要なライフラインとなるスマ 木の他、照明等への電源供給を 実施。



地域のレジリエンス 強化・脱炭素化の取組例

公立病院へCGS・地中熱利用設 備・高効率空調機器を導入。

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グル―プ地域脱炭素事業推進課 電話:03-5521-8233 お問合せ先: (浄化槽について)環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話:03-5501-3155

#### ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

(経済産業省・国土交通省連携事業)





【令和8年度要求額 5,000百万円(5,020百万円)】

#### ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します。

#### 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

#### 2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

#### ①事前調査·導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査(建物耐荷重の調査や現地確認)や、事前調査 を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

#### ②設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への、性能基準を満たすフィルム型・ガラス型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。 <主な要件>

- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・導入規模の下限、補助上限価格
- ・施工・導入後の運用に関するデータの提出

#### 等

#### 3. 事業スキーム

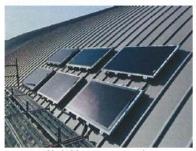
- ■事業形態 間接補助事業(計画策定:定額、設備等導入:2/3、3/4)
- ■補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- ■実施期間 令和7年度~

#### 4. 事業イメージ





#### ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ







バスシェルター

出典:積水化学工業株式会社

環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話:03-5521-8233 お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話:0570-028-341

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話:03-3501-4031

#### 民間企業等による再工ネの導入及び地域共生加速化事業

一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)







#### 環境省

#### 民間企業等による自家消費型・地産地消型の再工ネ導入を促進し、再工ネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

#### 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再工ネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

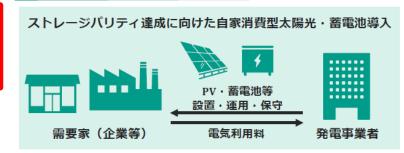
#### 2. 事業内容

- (1) ストレージパリティ\*の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
  - \*太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと
- (2) 設置場所の特性に応じた再工ネ導入・価格低減促進事業
- (3) 離島の脱灰素化推進事業
- (4) 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業
- (5) 新手法による電力融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業

#### 3. 事業スキーム

- ■事業形態 間接補助事業/委託事業(メニュー別スライドを参照)
- ■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- ■実施期間 メニュー別スライドを参照

#### 4. 事業イメージ





お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話:0570-028-341

#### 民間企業等による再工ネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業(経済産業省連携事業)





#### 初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

#### 1. 事業目的

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ\*の達成を目指す。

\*太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

#### 2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、CO2削減に加え、停電時に電力使用を可能とし、電力系統への負荷も低減できる。蓄電池を活用することで、その効果を高めることもできる。また、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAというサービスも出てきている。

これらを踏まえ、本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じ、ストレージパリティの達成を目指す。

- ① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業(補助)
  - オンサイトPPA等による業務用施設・産業用施設等への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池 (車載型蓄電池を含む)の導入支援を行う。
  - ※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。
  - ※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る(ただし、戸建住宅は逆潮流可)。
- ② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業(委託) 太陽光発電設備・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手 法に係る調査検討を行う。

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業(太陽光発電設備:定額、蓄電池:定額(上限:補助対象経費の1/3)) ②委託事業
- ■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- ■実施期間 令和6年度~令和11年度

#### 4. 事業イメージ

# オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入 PV・蓄電池等 設置・連用・保守 電気利用料 発電事業者

#### 太陽光発電設備・蓄電池の補助概要

	太陽光発電設備	定置用蓄電池	
PPA リース	5 万円/kW	補助対象経費の1/3	
購入	4万円/kW		

- \* 蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること
- \*EV・PHV(外部給電可能なものに限る)をV2H充放電設備とセットで 購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助(上限あり)

お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話:0570-028-341

#### 民間企業等による再工ネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(2) 設置場所の特性に応じた再工ネ導入・価格低減促進事業(一部 農林水産省・経済産業省 連携事業)(1/2)





#### 地域の再工ネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再工ネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再工ネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設 備や再工ネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再工ネ導入 を図る。

#### 2. 事業内容

① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業 (補助率1/2)

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発 電について、コスト要件(※)を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

#### ※コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理され る電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

- ② 駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業(補助額8万円/kW、補助率1/2) 駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電設備(ソーラーカーポート、ソー ラーロード等)及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。
- ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業(補助率3/5、1/2) 窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

#### 3. 事業スキーム

- **■事**業形態 ①~③間接補助事業 (1/2、3/5、定額)
- ■補助対象 民間事業者・団体等
- ■実施期間 ①~③令和6年度~令和11年度

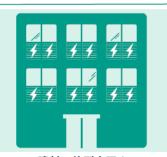
#### 4. 事業イメージ



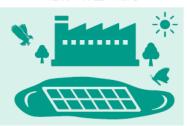
駐車場太陽光(ソーラーカーポート)



営農型太陽光(ソーラーシェアリング)



建材一体型太陽光



水面型太陽光

お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話:0570-028-341

#### 民間企業等による再工ネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(2) 設置場所の特性に応じた再工ネ導入・価格低減促進事業(2/2)





#### 地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

#### 1. 事業目的

地域の再工ネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再工ネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再工ネ導入を図る。

#### 2. 事業内容

#### ④ 再工 ネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業(補助率1/3、1/2)

地域の特性に応じた(a)再工ネ熱利用・自家消費型再工ネ発電(太陽光発電除く)、(b)工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件(※)を満たす場合に設備導入支援等を行う。 ※コスト要件

(熱利用): 当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト(※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく)より一定以上低いものに限る。

(発電):本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

#### ⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業(補助率3/4、2/3)

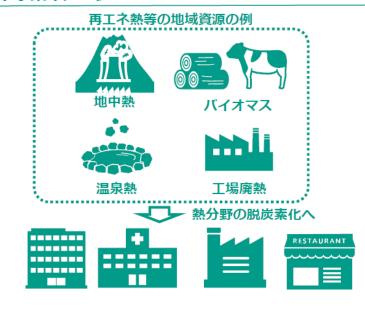
熱分野でのCO2ゼロに向けた複数施設におけるCO2の削減や、地域で熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

⑥ 設置場所の特性に応じた再工ネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託) 設置場所の特性に応じた再工ネ導入加速化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

#### 3. 事業スキーム

- ■事業形態 ④⑤間接補助事業(計画策定:3/4(上限1,000万円)、設備等導入:1/3、1/2、2/3) ⑥ 委託事業
- ■委託先及び補助対象 地方公共団体(※)・民間事業者・団体等 ※温泉熱のみ
- ■実施期間 ④~⑥令和6年度~令和11年度

#### 4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話:0570-028-341

## 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業 (一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業) (グデコ活







【令和8年度要求額 12,463百万円(3,820百万円)】

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

#### 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献 するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等 を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング/高い生活の質の実現やレジリエンス 向上の同時実現を目指す。

#### 2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業(一部経済産業省連携事業)
  - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
  - ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- (2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (−部農林水産省、経済産業省、 国十交诵省連携事業)
  - ①ライフサークルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
  - ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
  - ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- (3)水インフラにおける脱炭素化推進事業(農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)
- (4) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業(農林水産省連携事業)
- (5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業(-部国土交通省連携事業)
  - ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
  - ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
- (6) サステナブル倉庫モデル促進事業(国土交通省連携事業)

#### 3. 事業スキーム

- ■事業形態
- ■委託先及び補助対象

メニュー別スライドを参照

■実施期間

#### 4. 事業イメージ



#### 施設の省CO2化と災害・熱中症対策/サステナブル倉庫普及







お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 ほか 電話:0570-028-341

#### 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

#### (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)





#### 業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

#### 1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

#### 2. 事業内容

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業(経済産業省連携事業)
- ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業(経済産業省連携事業) 建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆補助要件:ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、 データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を 通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、 ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること 等。
- ◆優先採択:以下に該当する事業については優先的に採択する。
  - ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
  - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等
- ◆採択時優遇:建材一体型太陽電池を導入する事業等

#### ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆補助要件: ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

#### 3. 事業スキーム

- ■事業形態 間接補助事業 (①②2/3~1/6 (延べ面積に応じて上限3~5億円) ③1/2 (ト限100万円))
- ■補助対象 地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4
- ■実施期間 令和5年度~令和10年度

#### 4. 補助対象等

	補助率等				
延べ面積	ZEBランク	新築建築物		既存建築物	
		事務所等 以外※1	事務所等 ※ 2	事務所等 以外	事務所 等
2,000㎡ 未満	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 対象外	1/4 1/5 対象外	2/3 1/2 対象外	1/3 1/4 対象外
2,000㎡~ 10,000㎡	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 1/4	1/4 1/5 1/6	2/3 2/3 2/3	1/3 1/3 1/3
10,000㎡ 以上	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented	1/2 1/3 1/4 1/4	1/4 1/5 1/6 対象外	2/3 2/3 2/3 対象外	1/3 1/3 1/3 対象外

- ※1「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、 飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。
- ※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。
- ※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く。 (建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区も対象)
- ※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話:0570-028-341

## 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業(経済産業省・国土交通省連携事業)





【令和8年度要求額6,000百万円(1,200百万円)】 (※3年間で総額10,000百万円の国庫債務負担)

環境省

#### 業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

#### 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング/高い生活の質の実現を図る。

#### 2. 事業内容

#### (1) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業(新規採択分)

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

○ 主な要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が

省エネルギー基準から40% (用途によっては30%) 程度以上削減されること (※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成)、エネルギー管理を行うこと 等

○主な対象設備:断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、

トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。 ※一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合

は、当該機器等も対象とする。

○補助率 : 1/2以内 等

#### (2) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業(過年度予算からの継続案件のみ)

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

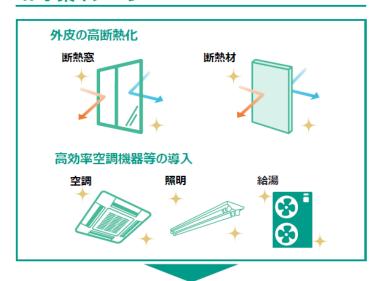
#### 3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業

■補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等

■実施期間 令和5年度~

#### 4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省工ネ性能:一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から 用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

お問合せ先:地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室

電話:0570-028-341

## 住宅の脱炭素化促進事業(経済産業省・国土交通省連携事業)





【令和8年度要求額 9,000百万円 (新規)

#### 戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化、既存住宅の断熱リフォームによる脱炭素化を支援します。

#### 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング/高い生活の質の実現を図る。

#### 2. 事業内容

- (1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業
  - ①新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援 ZEH<sup>\*1</sup>又はZEH+<sup>\*2</sup>の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助
  - ②新築集合住宅のZEH-M化等支援 ZEH-M\*3の要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助
  - ③既存住宅のZEH化改修促進支援 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の 省エネ診断を行う者に対する補助
- (2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業 既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助
- (3) 省工ネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業 省工ネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託
- ※1 ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅
- ※2 ZEH+はZEH以上の更なる省エネと断熱等性能等級6以上の外皮性能を満たした上で、●再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置。●高度エネルギーマネシメントの要素のうち1つ以上を満たす住宅
- ※3 ZEH-Mは、「ZEH」と同様に年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した集合住宅(住棟)

#### 3. 事業スキーム

- ■事業形態 (1) (2) 間接補助事業 (3) 委託事業
- ■補助対象・委託先 (1) (2) 住宅取得者等 (3) 民間事業者・団体
- ■実施期間 令和8年度~令和10年度

#### 4. 事業イメージ

#### 【ZEHのイメージ】

## 画性能断熱材 高性能断熱窓 省エネ設備機器 カステムなど のゼロ

#### 【補助額/補助率】

Ellipsis Hyd Illians I I					
	地域区分 /階層等	補助額 /補助率			
戸建住宅 ZEH <sup>※1</sup>	1~3	55万円/戸			
	4∼8	45万円/戸			
戸建住宅 ZEH+ <sup>※1</sup>	1~3	90万円/戸			
	4~8	80万円/戸			
集合住宅 ZEH-M <sup>※1</sup>	低層	40万円/戸※2			
	中層	40万円/戸※2			
	高層	1/3 <sup>※3</sup>			
ZEH化	戸建·集合	1/3相当※4			
改修促進	省エネ診断	1/3			
断熱リフォー	<b>∆</b> <sup>*1</sup>	1/3*4			

- ※1 追加設備等に対する補助あり
- ※2 LCCO2の算定を行った場合50万円/戸
- ※3 過去に採択された案件の継続分に限る
- ※4 補助上限あり

お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室(住宅・建築物脱炭素化事業推進室) 電話:0570-028-341

### 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業



環境省

【令和8年度要求額(一般分) 455百万円(120百万円)(特会分) 2,629百万円(3,054百万円)】

#### デコ活の推進を通じて、「新しい豊かな暮らし」とその先にある「脱炭素目標の達成」を実現します。

#### 1. 事業目的

「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の推進を通じて、国民・消費者の行動変容を促し、2030年度に2013年度比46%(特に家庭部門では66%)削減及び2050年カーボンニュートラルを実現することを目的とする。このために、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた検討・検証、地球温暖化対策推進法に基づく普及啓発推進等を実施する。

#### 2. 事業内容

- (1) デコ活推進に係る社会実装型取組等支援
- ①デコ活の推進のためのプラットフォームであるデコ活応援団(官民連携協議会)を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。
- ②H29~R7年度に行われたナッジの成果について、実証から実装へどのようにデコ活に結び付けていくかの検証を行うとともに、国内外の事例を調査しマニュアル化、広く一般に普及するための検討を行う。
- ③マッチングファンド方式により、民間の資金やアイディア等を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブも含めた生活領域全般における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。
- ④昼の再工ネ余剰電力の有効利用を通じた生活者の暮らし向上、脱炭素型ライフスタイルへの転換 に向けた検討・検証を行う。
  - ⑤持続的にインセンティブ原資を創出し得るビジネスモデル化の検討・検証を行う。
- (2)地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進

温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター(デコ活ジャパン)及び地域地球温暖化防止活動推進センター(デコ活ローカル)によって、地域でのデコ活を図るため、調査・情報収集・普及啓発・広報等を実施する。

#### 3. 事業スキーム

■事業形態

- (1)委託事業・間接補助事業(補助率 定額(1/3相当))
- (2)委託事業・間接補助事業(補助率 5/10)
- ■委託先・補助対象

委託事業:民間事業者・団体等

補助事業:地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間

(1) 令和6年度~令和12年度(2) 令和6年度~

#### 4. 事業イメージ

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、 消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト



#### 社会実装型

デコ活応援団を通じ、マッチングファンド方式により 民間の資金を動員(レバレッジ)、ニーズに即した -具体的な選択肢を提示することで波及効果を拡



#### 「脱炭素につながる新しい豊かな 暮らしの10年後しの絵姿



官民連携の下、衣食住/移動/ 買い物など、暮らしのあらゆ る領域において「脱炭素につ ながる新しい豊かな暮らし」

を強力に後押し

電話:03-5521-8341

お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室 (デコ活応援隊)

## クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 令和8年度概算要求額 1,050億円

製造産業局 自動車課

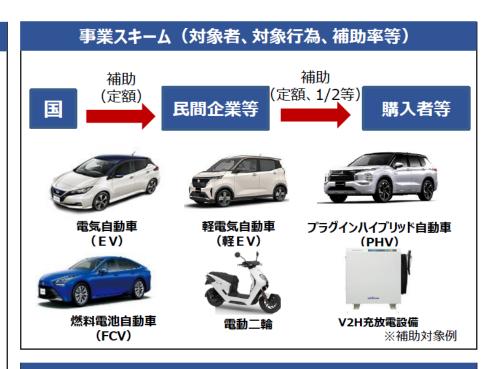
#### 事業目的・概要

#### 事業目的

運輸部門は我が国のCO2排出量の約2割を占める。自動車分野は運輸部門の中でも約9割を占めており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要。また、国内市場における電動車の普及をてこにしながら、自動車産業の競争力強化により海外市場を獲得していてことも重要。電気自動車等の導入費用を支援することで、産業競争力強化とCO2排出削減を図る。

#### 事業概要

導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、 購入費用の一部補助を通じて初期需要の創出や量産効果に よる価格低減を促進するとともに、需要の拡大を見越した企業の 生産設備投資・研究開発投資を促進する。また、個人宅等にお けるV2H充放電設備等の購入費及び工事費を補助する。



#### 成果目標·事業期間

「グリーン成長戦略」等における、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%とする目標の実現に向け、クリーンエネルギー自動車の普及を促進する。

## クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進 補助金 令和8年度概算要求額 197億円(100億円)

(2) 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課

#### 事業目的・概要

#### 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れた クリーンエネルギー自動車の普及が重要。車両の普及と表裏 一体にある充電・水素充てん設備の整備を全国各地で促進 する。さらに、電動車は災害時の停電等において非常用電源とし て活用できるところ、電動車から電気を取り出すための外部給電 機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入を促す。

#### 事業概要

#### (1) 充電設備整備事業等

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入 費及び工事費や、公共施設・災害拠点等におけるV2H充放電 設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助する。

#### (2) 水素充てん設備整備事業

燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備 費及び運営費を補助する。特に商用車の導入促進を図る重点 地域に対して集中的に支援することとし、運営費については既存 燃料価格を踏まえて追加的に補助する。



#### 成果目標·事業期間

車両の普及に必要不可欠な設備として、充電設備は2030年に 30万口の整備、水素充てん設備は2020年代後半までに事業 の自立化を目指す。

## 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

## 令和8年度概算要求額 550億円

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課、水素・アンモニア課

#### 事業目的・概要

#### 事業目的

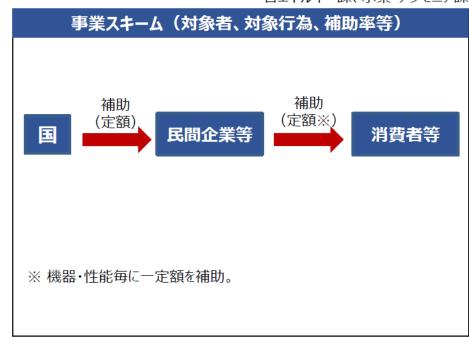
家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入支援を行い、その普及を拡大することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

また、家庭部門への高効率給湯器の導入を加速することにより、 温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実 現する。

#### 事業概要

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために 必要な高効率給湯器(ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、 家庭用燃料電池)の導入に係る費用を補助する。

昼間の余剰再工ネ電気を活用できる機種やより性能の高い機種など、一定以上の要件を満たしたものに対して補助を行うこととし、引き続き、高効率給湯器導入にあわせて寒冷地の高額な電気代の要因となっている蓄熱暖房機等の設備を撤去する場合には、加算措置を行う。



#### 成果目標·事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策(1,200万kl)中、家庭部門への高効率給湯器の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

## 国の人材支援等事業 (今年度実施分)

注: 今年度事業をご紹介しています。既に募集が締め切られている場合があります。

また、来年度実施されるとは限りません。

## 人材支援等制度1) 地域活性化企業人(企業人材派遣制度)(総務省)

## 地域活性化起業人

- ①企業派遣型(H26~)
- ② 副 業型 (R6~) / シニア型 (R7~)
- ※H26~R2は「地域おこし企業人」
- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく企業から社員を派遣する方式(企業派遣型)と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく 副業の方式(副業型/シニア型)により活用
- 地方公共団体としては、民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業としては、多彩な経験による人材の育成、企業(または社員)の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見などのメリットがある

#### 地方公共団体

(対象:1,433市町村)

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村
- ※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体:上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村(1375市町村)(企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く)





## 協定締結

- ○任期 6か月~3年
- ○活動例
- 観光振興
- ·自治体·地域社会DX
- ・地域産品の開発



#### 民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

#### 【企業派遣型】

- ○要件
- 自治体と企業が協定を締結
- ・受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上 など
- ○特別交付税
- ① 受入れの期間前に要する経費(上限100万円/団体、措置率0.5)
- ② 受入れの期間中に要する経費(上限590万円/人)※R7年度から引き上げ
- ③ 発案・提案した事業に要する経費 (ト限100万円/人、措置率0.5)

#### 【副業型/シニア型(退職した個人)】

- ○要件
- ・自治体と企業に所属する社員または所属していた個人が契約を締結
- ・勤務日数・時間 月4日以上かつ月20時間以上
- ・受入自治体における滞在日数は月1日以上

など

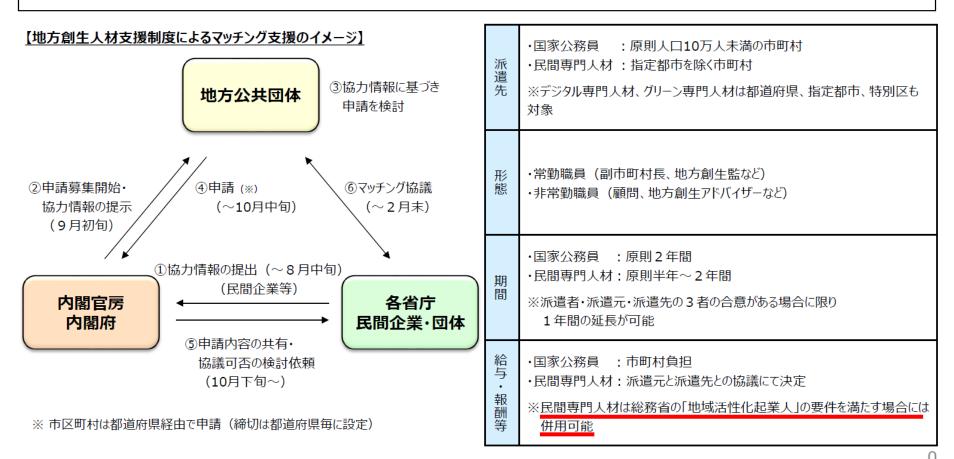
- ○特別交付税
  - ① 受入れの期間前に要する経費(上限100万円/団体、措置率0.5)
  - ② 受入れの期間中に要する経費(報償費等 上限100万円/人+旅費上限100万円/人(合計の上限200万円/人))
- ③ 発案・提案した事業に要する経費(上限100万円/人、措置率0.5)

U

## 人材支援等制度2) 地方創生人材支援制度(内閣府)

#### 地方創生人材支援制度 全体概要

- ▶ 国家公務員や民間企業社員等の総合的又は専門的な知見を有する人材を副市町村長や幹部職員、アドバイザー等として地方公共団体に派遣し、ノウハウを活かして地方創生を推進
- ▶ 地方公共団体からの派遣受入の希望申請に基づき、各省庁、民間企業と地方公共団体とのマッチング協議の支援を実施
- 派遣前に壮行会を開催するとともに、年に数回、派遣者の取組報告や派遣先での課題を共有する報告会・情報交換会を開催し、 派遣者間のネットワーク構築をサポート



#### 人材支援等制度3) 企業版ふるさと納税(人材派遣型) (内閣府)

令和2年10月13日創設

## 企業版ふるさと納税(人材派遣型)

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への 派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

企業版ふるさと納税(人材派遣型)の基本スキーム 企業が所在する地方公共団体 (法人住民税・法人事業税) ②人材の派遣 (参考)企業版ふるさと納税 地方公共団体 企業 負担 (約1割) 損金算入 (税額控除最大6割) 約3割 プロジェクトの実施を支援 国(法人税) ③稅額控除 寄附額 人件費を含む事業費への (例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減 企業版ふるさと納税に係る寄附

企業版ふるさと納税(人材派遣型)とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方 公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう

#### 地方公共団体のメリット

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに 従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に**人件費を負担することなく**、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

#### 企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該 経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材 が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

#### ○ 活用にあたっての留意事項

- ・地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に 明らかにすることにより透明性を確保
- ・寄附企業への経済的利益供与の禁止や、地域再生計画に記載する効果検証の実施に留意

活用実績(令和6年4月1日時点)

- ·派遣者 157名
- ·活用団体 119団体

※派遣者、活用団体は延べ数

など

## 人材支援等制度4) 地域力創造アドバイザー制度(総務省)

#### 外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、 指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援

地域人材ネット(地域力創造アドバイザー検索ページ): https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html

※令和7年4月1日現在 計659名・組織(内訳:民間専門家 633名、先進自治体で活躍している職員 26名(2組織を含む))

#### 対象市町村へのアドバイザー派遣の流れ

市町村において アドバイザーを <mark>地域人材ネット</mark> から探す

興味のある アドバイザー に連絡

市町村にて予算を計上

アドバイザー の助言・指導

市町村から 謝金等をア ドバイザー に支払い

取組経費を 総務省に 報告

総務省が特別 交付税を市町 村へ交付

地域の課題について 助言がほしい 招へいの可否、日程、 諸謝金、旅費等を調整 特別交付税の額の算定に 用いる基礎数値について

#### アドバイザー活用事例(新潟県胎内市)

#### • 取組事例

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的に アドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者 を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受 けた。

#### ● 成果·効果

ワインコンクールでの受賞や業界での 評価向上に伴い出荷量が増加すると ともに、マーケティングの指導も受けた結 果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも 成功した。



#### 財政措置

- 対象市町村
  - ① 三大都市圏外の市町村
  - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、 定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- 財政措置の内容

市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へいし、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。 ※財政力補正あり

1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間

- 民間専門家活用(590万円/年)※R7年度から上限額引き上げ
- 先進自治体職員(組織)活用(240万円/年)

## 人材支援等制度5) GXアドバイザー(総務省)

#### GXアドバイザーの派遣

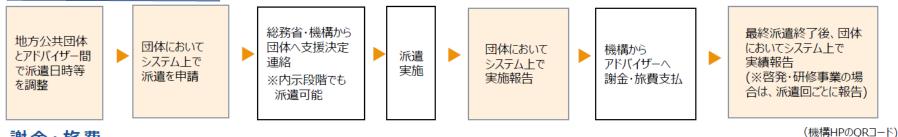
- 政府は、2050年カーボンニュートラル実現、2030年度温室効果ガス排出量46%削減(2013年度比)を目標として掲げている。
- ●「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日)では、①**少なくとも100か所の脱炭素先行地域づくりや、②太陽光発電、住宅・建築物の** 省エネ等の重点対策の全国実施等が盛り込まれるなど、地域主導の脱炭素の取組が重要となっている。
  - ▶このような中、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、地域脱炭素に取り組む地。 方公共団体ヘアドバイザーを派遣する。

#### 支援分野

- 課題対応アドバイス事業
  - 地域脱炭素に取り組む地方公共団体に対して、下記の分野において支援を実施。
  - く地域脱炭素□−ドマップの重点対策>
- ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、②地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導
- ④住宅・建築物の省エネ性能等の向ト、⑤ゼロカーボン・ドライブ、⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、®食料・農林水産業の生産力向 トと持続性の両立
- 啓発・研修事業

都道府県が市区町村の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、都道府県に対してアドバイザーを派遣

#### アドバイザー派遣の流れ



謝金・旅費

● アドバイザーの謝金・旅費は地方公共団体金融機構が負担する。 (謝金単価は原則、1 時間あたり6,000円)

## 人材支援等制度6) 脱炭素まちづくりアドバイザー制度(環境省)



今年度の募集は終了しました。

「こんなこと相談できる?」「うちにはどのアドバイザーが合っている?」など 事務局がお話をお伺いします。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

脱炭素まちづくりアドバイザー派遣事務局 ((株)イー・コンザル内)

● 050-8884-6501 (平日10:00-17:30)

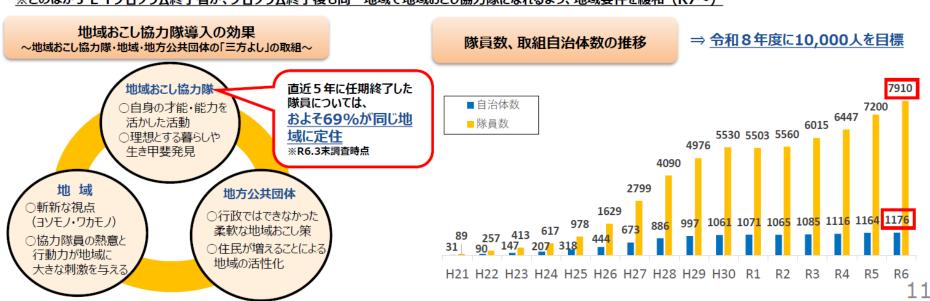
adviser@e-konzal.co.jp

🔗 https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/advisory 詳細はこちら

## 人材支援等制度フ)地域おこし協力隊(総務省)

#### 地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- ○実施主体:地方公共団体 ○活動期間:概ね1年以上3年以下
- ○**地方財政措置:**<特別交付税措置:R7>
- ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費:350万円/団体を上限
- ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費:100万円/団体を上限
- ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費:団体のプログラム作成等に要する経費について100万円/団体を上限等
- ·地域おこし協力隊員の活動に要する経費:550万円/人を上限(報償費等:350万円、その他活動経費:200万円)
- ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費:200万円/団体を上限
- ・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費:任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
- ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費:措置率0.5
- ・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費(200万円/団体を上限)
- ・外国人の隊員へのサポートに要する経費(100万円/団体を上限)
- ※このほかJETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和 (R7~)



## (その他参考サイト)

○環境省 脱炭素地域づくり支援サイト https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/



○環境省 脱炭素ポータル https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon\_neutral/

